

小型船舶安全運航指針

島根大学汽水域研究センター

1. 島根大学汽水域研究センター（以下センターと呼称する）に所属する小型船舶（以下船舶と呼称する）を運航するときは、他に定めがある場合を除きこの指針に基づき運航するものとする。
2. 船舶を使用するときはセンター長の許可を得なければならない、但し燃料は使用者が負担とする。なお使用許可は、中海分室、利用許可願に記入して処理するものとする。
3. 気象官署から暴風、濃霧、大雪、雷注意報、警報などが発令されている場合は原則として出港を見合わせるものとする。但し安全が確保されると判断した場合を除く。
4. 出港するときは、出港時刻、乗船者名、行動海域、目的、入港予定時刻、携帯電話番号などを事前に報告するものとする。なお、この報告は、中海分室備え付けの「出港報告」に記入して処理するものとする。又入港後は必ず航海日誌に必要事項を記入し、燃料を満載しておくこと。（2サイクルエンジンの場合は混合油も措置しておく。）
5. 出港するときは、必ず始業点検を実施し冬季は暖気運転を励行すること。なお、始業点検項目については、各船、航海日誌格納袋に収納している。又、海技免状、法定書類（船舶検査証書、船舶検査手帳）は必ず携行し、各人、救命胴衣を着用すること。
6. 係留場所（以下基地と呼称する）から出港又は入港するときは、他船の動向、外力の影響特に風向、風速に注意して他船と接触して損害を与えることがないように細心の注意を払うこと。また基地の出入口は狭隘で見通しが悪いので通航するときは、他船と衝突することが無いよう留意すること。
7. 船体の破損、機関の故障等で航行不能となったとき、又は乗船者に死傷者が出て救助を必要とする場合は直ちにセンター長に報告し指示を受けると共に、必要に応じ118番（海上保安庁に救助要請）に通報し救助を求めるものとする。
8. 入港後、船体、機関、搭載物品特に法定物品の異常の有無を検し異常があった場合はセンター長に報告し指示を受けると共に航海日誌に必要事項を記入すること。又「もやい綱」や錨を出港前と同じ状態にして係留し清掃すること。
9. 航海中は海上衝突予防法、港則法、などの航法、その他の海事法規を順守し事故防止に努めること。